

真庭市指定暑熱避難施設(クーリングシェルター)募集要項

(趣旨)

- 1 近年の地球温暖化の影響により、夏場における記録的な高温が頻発しており、熱中症による健康被害への対策は、地域社会全体の重大な課題となっています。

こうした事態に対応するため、気候変動適応法が改正され、熱中症特別警戒アラートが発表された際などに、危険な暑さから一時的に身を守ることができる避難場所として、市町村長が公共施設や民間施設を指定暑熱避難施設(以下「クーリングシェルター」という。)に指定できる仕組みが整備されました。

真庭市では、熱中症による健康被害を防止し、市民の生命と健康を守るため、公共施設と民間施設をクーリングシェルターとして指定し、熱中症予防対策の強化を図っています。

つきましては、クーリングシェルターを運用し、真庭市と共に熱中症予防対策に取り組んでいただける民間施設を募集します。

※気候変動適応法…地球温暖化などの気候変動に対する適応を推進し、国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とした法律

※クーリングシェルター…冷房設備を有し、熱中症特別警戒アラート発表時に不特定多数の者へ開放される施設

(実施内容)

- 2 クーリングシェルターは、市民の休息場所として主に次の内容を実施します。
 - (1) クーリングシェルターの場所、飲料購入場所の案内(問い合わせがあった場合)
 - (2) 休息用の椅子、ソファ等の準備(既設のもので可)
 - (3) 冷房設備の適切な管理

(申込資格)

- 3 申込資格は、クーリングシェルターの趣旨に賛同し、市内に所在する施設で、次の条件を満たす施設とします。
 - (1) 適当な冷房設備を有する施設
 - (2) 市民等、誰もが利用することができる場所を開放することができる施設
 - (3) 利用者が休息できる椅子等を有する施設

(施設運用期間)

- 4 クーリングシェルターの運用期間は、熱中症警戒アラート運用期間(4月第4水曜日～10

月第4水曜日)とします。

なお、運用することができる日及び時間帯は、各施設の実情に応じます。

※熱中症警戒アラート運用期間…全国的に暑さ指数を予測し、熱中症の危険性が極めて高くなると予想された際に、熱中症警戒アラートが発表される期間

(募集期間)

5 クーリングシェルター指定への申込みは随時受け付けます。

(申込方法)

6 別紙申込書(添付書類を含む。)に必要事項を記載の上、持参、郵送又は電子メールのいずれかの方法によって、真庭市生活環境部環境課に提出してください。

(提出後の流れ)

7 申込書提出後の流れは、次のとおりとなります。

(1) 真庭市と施設管理者で協定内容の協議

(2) 真庭市と施設管理者で協定書の締結

(3) クーリングシェルターの指定及び運用開始、施設情報の公表(真庭市ホームページ等)

(その他)

8 公序良俗に反する、取組の趣旨に適さない等、真庭市が不適當と認める場合は、クーリングシェルターとして指定されない場合があります。

【申込み・問い合わせ先】

〒719-3292 真庭市久世 2927-2

真庭市生活環境部環境課

TEL : 0867-42-1113

Email : kankyoh@city.maniwa.lg.jp